

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成30年2月26日（平成30年（行情）諮問第119号）

答申日：平成31年2月5日（平成30年度（行情）答申第405号）

事件名：南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊に対するいわゆる「駆け付け警護」の任務付与に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1ないし別紙7に掲げる51文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月15日付け閣安保第587号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

##### （2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

情報公開・個人情報保護審査会の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって、不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### （1）本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊にいわゆる「駆け付け警護」の任務付与に際して、業務のた

めに行政文書ファイルにつづった文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対して、処分庁において、法１１条の開示決定等の期限の特例を適用し、平成２９年１月１６日付け閣安保第１５号により、別紙（省略）に掲げる文書を特定し、全部開示決定を行った上で、法９条に基づき本件対象文書を特定し、原処分を行ったところ、審査請求人から、不開示部分の取消し等を求めて審査請求が提起されたものである。

（２）本件対象文書について

本件開示請求に係る「南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊にいわゆる『駆け付け警護』の任務付与」とは、平成２８年１１月１５日閣議決定「南スーダン国際平和協力実施計画の変更について」により、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成４年法律第７９号）３条５号ラに掲げる業務が追加されたことを指す。

本件対象文書は、当該業務の追加に際して作成又は取得した文書である。

（３）原処分の妥当性

ア 別紙１の文書１ないし文書３及び文書１２ないし文書１４の資料中の「２．場所」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の開催場所が記載されている。

これらを公にした場合、開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法５条３号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙１の文書４及び文書１５の資料中の「２．場所」において不開示とした部分は、国家安全保障会議の事務を処理する国家安全保障局が発足してから、詳細を公にしたことがない九大臣会合の開催場所が記載されている。

これらを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法５条３号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

ウ 別紙１の文書１２ないし文書１５の資料中の右上の不開示とした部分は、文書の取扱区分等が記載されている。

これらを公にした場合、国家安全保障会議の各回の議事内容等の秘

匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

エ 別紙1の文書12ないし文書15の資料中の「4. 議事内容と発言者」において不開示とした部分及び2枚目以降は、国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、別紙1の文書12ないし文書15において「国家安全保障会議議事の記録【○大臣会合】（平成28年○月○日）（1枚目）」とあるところ、特定した文書は「国家安全保障会議議事の記録【○大臣会合】（平成28年○月○日）」である。

オ 別紙2の1枚目の不開示とした部分及び2枚目以降は「駆け付け警護」の任務付与の検討に際し開催した関係省庁との会議における具体的な検討の経緯、協議の内容等が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

なお、別紙2の文書1において、「関係省庁局長級会議（平成28年9月21日）資料（1枚目）」とあるところ、特定した文書は「関係省庁局長級会議（平成28年9月21日）資料」である。

カ 別紙7の文書1ないし文書5の不開示とした文書は、国家安全保障

会議及び幹事会において席上回収した，公にすることを前提としない文書であり，具体的な検討の経緯，協議の内容等が記載されている。

これらを公にした場合，我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり，敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ，他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから，法5条3号に定める不開示情報に該当するため，不開示としたことは妥当である。

キ 別紙7の文書6ないし文書8の不開示とした文書は，「駆け付け警護」の任務付与の検討に際し開催した関係省庁との会議における具体的な検討の経緯，協議の内容等が記載されている。

これらを公にした場合，我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり，敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ，他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに，国の機関の内部における審議，検討又は協議に関する情報であって，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから，法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため，不開示としたことは妥当である。

#### (4) 審査請求人の主張について

審査請求人は，原処分における審査請求の理由として，以下の点について主張している。

ア 「記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張している。

しかしながら，処分庁においては，上記(3)のとおり，対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

イ 「原処分における特定の仕方では不十分」であり，「更に特定を求める」旨主張している。

しかしながら，処分庁においては，上記(3)のとおり，適法に特定しており，特定の仕方が不十分であるとは認められないところである。

#### (5) 結語

以上のとおり，本件対象文書を特定し，本件対象文書につき，法5条

3号及び5号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

なお、原処分に記載のある行政文書開示請求書の請求日については、「平成28年11月15日付け」の誤りであることを付言する。

## 2 補充理由説明書

上記理由説明書の(3)カにおいて、「別紙7の文書1ないし文書5の不開示とした文書は、国家安全保障会議及び幹事会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。」と説明した。

一方、上記各文書を公にした場合、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報が明らかとなり、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号の不開示事由を追加する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ① 平成30年2月26日 | 諮問の受理           |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ 同年3月13日    | 審議              |
| ④ 平成31年1月9日  | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ 同月22日      | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑥ 同年2月1日     | 審議              |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1ないし別紙7に掲げる51文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、処分庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行い、諮問庁は、当該部分について、上記第3の2のとおり不開示理由を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

#### (1) 国家安全保障会議の開催場所について

別紙1の文書1ないし文書4及び文書12ないし文書15の本文「2. 場所」の不開示部分には、国家安全保障会議（四大臣会合又は九大臣会

合)の開催場所が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 国家安全保障会議議事の内容等について

別紙1の文書12ないし文書15の右上部分及び本文「4. 議事内容と発言者」の不開示部分には、当該各文書の取扱区分等及び国家安全保障会議における具体的な議事内容がそれぞれ記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 国家安全保障会議の席上回収資料及び関係省庁会議等の資料について

別紙2に掲げる文書1及び別紙7に掲げる文書1ないし文書8は、国家安全保障会議の席上回収資料、幹事会資料及び関係省庁局長級又は担当者級会議の資料である。

当該各文書の不開示部分には、国際連合南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊派遣に係る検討の経緯及びその内容等が記載されており、当該各部分を公にすることにより、我が国の国際平和協力業務に関連する諸問題に係る政府部内での具体的な検討内容等が明らかとなり、将来の同種の検討作業において自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件では、諮問庁が理由説明書(上記第3の1(3)エ及びオ)において説明するとおり、本件行政文書開示等決定通知書において、2枚目以降が不開示とされた5文書について、同通知書別紙には、開示決定等の対象として特定した文書の名称の末尾に「(1枚目)」と明らかに誤った記載がなされていることが認められる。かかる記載の誤りは、当該文書の1枚

目のみを当該決定の対象として特定したとの誤解を与えかねないものであり、原処分においては、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、処分庁においては、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙 1

## 国家安全保障会議等資料

文書番号	名 称
文書 1	国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成 28 年 10 月 14 日）
文書 2	国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成 28 年 10 月 28 日）
文書 3	国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成 28 年 11 月 7 日）
文書 4	国家安全保障会議の開催について【九大臣会合】（平成 28 年 11 月 15 日）
文書 5	内閣官房長官応答要領案（平成 28 年 10 月 14 日）
文書 6	内閣官房長官応答要領案（平成 28 年 10 月 28 日）
文書 7	内閣官房長官応答要領案（平成 28 年 11 月 7 日）
文書 8	内閣官房長官記者会見御発言案（平成 28 年 11 月 15 日）
文書 9	国家安全保障会議資料【九大臣会合】（平成 28 年 11 月 15 日）新任務付与に関する基本的な考え方
文書 10	国家安全保障会議資料【九大臣会合】（平成 28 年 11 月 15 日）南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について（国家安全保障会議決定案）
文書 11	国家安全保障会議資料【九大臣会合】（平成 28 年 11 月 15 日）南スーダン国際平和協力業務実施計画案
文書 12	国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成 28 年 10 月 14 日）（1 枚目）
文書 13	国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成 28 年 10 月 28 日）（1 枚目）
文書 14	国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成 28 年 11 月 7 日）（1 枚目）
文書 15	国家安全保障会議議事の記録【九大臣会合】（平成 28 年 11 月 15 日）（1 枚目）



別紙 2

関係省庁会議資料

文書番号	名 称
文書 1	関係省庁局長級会議（平成 2 8 年 9 月 2 1 日）資料（1 枚目）

## 別紙 3

## 記者ブリーフィング資料

文書番号	名 称
文書 1	記者ブリーフィング資料（平成 2 8 年 1 0 月）「駆け付け警護」及び宿営地の共同防護について
文書 2	記者ブリーフィング資料（平成 2 8 年 1 1 月）新任務付与に関する基本的な考え方
文書 3	記者ブリーフィング資料（平成 2 8 年 1 1 月）南スーダン P K O（U N M I S S）について
文書 4	記者ブリーフィング資料（平成 2 8 年 1 1 月）南スーダン国際平和協力業務実施計画案

## 別紙 4

## 部会等資料

文書番号	名 称
文書 1	公明党部会（平成 2 8 年 1 1 月 2 日）資料 新任務付与に関する考え方と今後の方向性等
文書 2	自民党部会（平成 2 8 年 1 1 月 8 日）資料 新任務付与に関する考え方と今後の方向性等
文書 3	自民党部会（平成 2 8 年 1 1 月 8 日）資料 柴山総理補佐官の南スーダン訪問（概要）
文書 4	公明党部会（平成 2 8 年 1 1 月 8 日）資料 新任務付与に関する考え方と今後の方向性等
文書 5	公明党部会（平成 2 8 年 1 1 月 8 日）資料 柴山総理補佐官の南スーダン訪問（概要）
文書 6	民進党国対説明（平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日）資料 新任務付与に関する基本的な考え方
文書 7	民進党部会（平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日）資料 新任務付与に関する基本的な考え方

## 別紙 5

## 国会答弁書

文書番号	名 称
文書 1	国会答弁書（平成 28 年 9 月 27 日）衆議院本会議 二階俊博議員 総理問 9（7）
文書 2	国会答弁書（平成 28 年 9 月 27 日）衆議院本会議 大串博志議員 総理問 8
文書 3	国会答弁書（平成 28 年 9 月 28 日）衆議院本会議 志位和夫議員 総理問 2（3）
文書 4	国会答弁書（平成 28 年 9 月 29 日）衆議院本会議 市田忠義議員 総理問 2
文書 5	国会答弁書（平成 28 年 9 月 30 日）衆議院予算委員会 辻元清美議員 官房長官問 1
文書 6	国会答弁書（平成 28 年 9 月 30 日）衆議院予算委員会 後藤祐一議員総理想定問 1（2）
文書 7	国会答弁書（平成 28 年 10 月 3 日）衆議院予算委員会 笠井亮議員 総理問 2（1）
文書 8	国会答弁書（平成 28 年 10 月 3 日）衆議院予算委員会 笠井亮議員 総理問 2（3）
文書 9	国会答弁書（平成 28 年 10 月 3 日）衆議院予算委員会 笠井亮議員 稲田国務大臣問 1
文書 10	国会答弁書（平成 28 年 10 月 4 日）衆議院予算委員会 後藤祐一議員 総理想定問 1（2）
文書 11	国会答弁書（平成 28 年 10 月 11 日）参議院予算委員会 大野元裕議員 総理問 2
文書 12	国会答弁書（平成 28 年 10 月 12 日）参議院予算委員会 高橋千鶴子議員 総理問 0
文書 13	国会答弁書（平成 28 年 11 月 15 日）参議院 T P P 特別委員会 佐藤正久議員 総理問 4（2）

## 別紙 6

## 想定問答

文書番号	名 称
文書 1	想定問答（派遣期間延長）
文書 2	想定問答（新任務付与）
文書 3	想定問答（「同意の安定的維持」とNSC設置法上の根拠）

別紙 7 (全部不開示としたもの)

- 文書 1 国家安全保障会議 (平成 28 年 10 月 14 日) 席上回収資料
- 文書 2 国家安全保障会議 (平成 28 年 10 月 28 日) 席上回収資料
- 文書 3 国家安全保障会議 (平成 28 年 11 月 7 日) 席上回収資料
- 文書 4 国家安全保障会議 (平成 28 年 10 月 14 日) 席上回収資料
- 文書 5 幹事会資料
- 文書 6 関係省庁担当者級会議 (平成 28 年 9 月 23 日) 資料
- 文書 7 関係省庁担当者級会議 (平成 28 年 10 月 13 日) 資料
- 文書 8 関係省庁局長級会議 (平成 28 年 10 月 19 日) 資料